

原爆被爆者援護施策予算案について（令和3年度）

事 項	令和2年度 予 算 額	令和3年度 予算額(案)	主 な 事 業
	億円	億円	億円
原爆被爆者援護対策費	1,219	1,183	
（1）医療費等	305	298	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 原爆一般疾病医療費 251 ▪ 原爆疾病医療費 16
（2）諸手当等	799	768	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 医療特別手当 249 ▪ 健康管理手当 443
（3）保健福祉事業等	72	73	▪ 改 介護保険等利用被爆者助成事業 28
（4）原爆死没者追悼事業等	8	8	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 被爆体験伝承事業 0.5 ▪ 被爆建物・樹木の保存事業 0.5
（5）調査研究等	36	37	▪ 新 広島原爆体験者調査等委託費 1.5

注）各事項の額は、億円単位未満四捨五入しているため、合計額は一致しない。

被爆体験伝承者等派遣事業

令和3年度予算案 0.5億円 (0.5億円) (原爆死没者追悼平和祈念館運営委託費の内数)

趣旨

戦後70年以上が経過し、被爆者の高齢化が進み、被爆者本人が体験を語る機会が減少していく中で、被爆体験を次世代へ継承することが課題となっている。そのため、国立原子爆弾被爆者追悼平和祈念館において、広島市・長崎市が養成、研修している被爆体験の伝承者、及び証言者等を国内、国外へ派遣する事業を行う。

広島・長崎原爆死没者追悼平和祈念館において実施

国内・国外派遣

○ 国内、国外で被爆体験伝承者・証言者による講話を実施

- ・都道府県等から、本事業実施事務局（祈念館）に対し、講話の実施を依頼。
- ・講話の実施に係り、被爆体験の伝承者等の派遣に係る費用（謝金、旅費）は国が負担。

国内（広島・長崎市外）

活動場所

- ・学校
- ・公民館
- ・国内原爆展



専属のコーディネーターを配置

- 派遣プランの作成
- 旅程等の手配
- 派遣中のサポート



国外

活動場所

- ・学校
- ・海外原爆展



※祈念館が養成している被爆体験記朗読者の派遣も可能

広島市・長崎市において実施

○伝承者を養成

- ・被爆の実相や話法技術等の講義
- ・被爆者による被爆体験等の伝授
- ・講話実習

被爆体験伝承者



被爆者

被爆体験の伝授

伝承者
リストの
共有



令和2年度から派遣対象者を拡充

○証言者を養成

※長崎市では（公財）長崎平和推進協会にて研修を実施

- ・話法技術等の講義
- ・講話実習

被爆体験証言者（被爆者本人）



証言者
リストの
共有



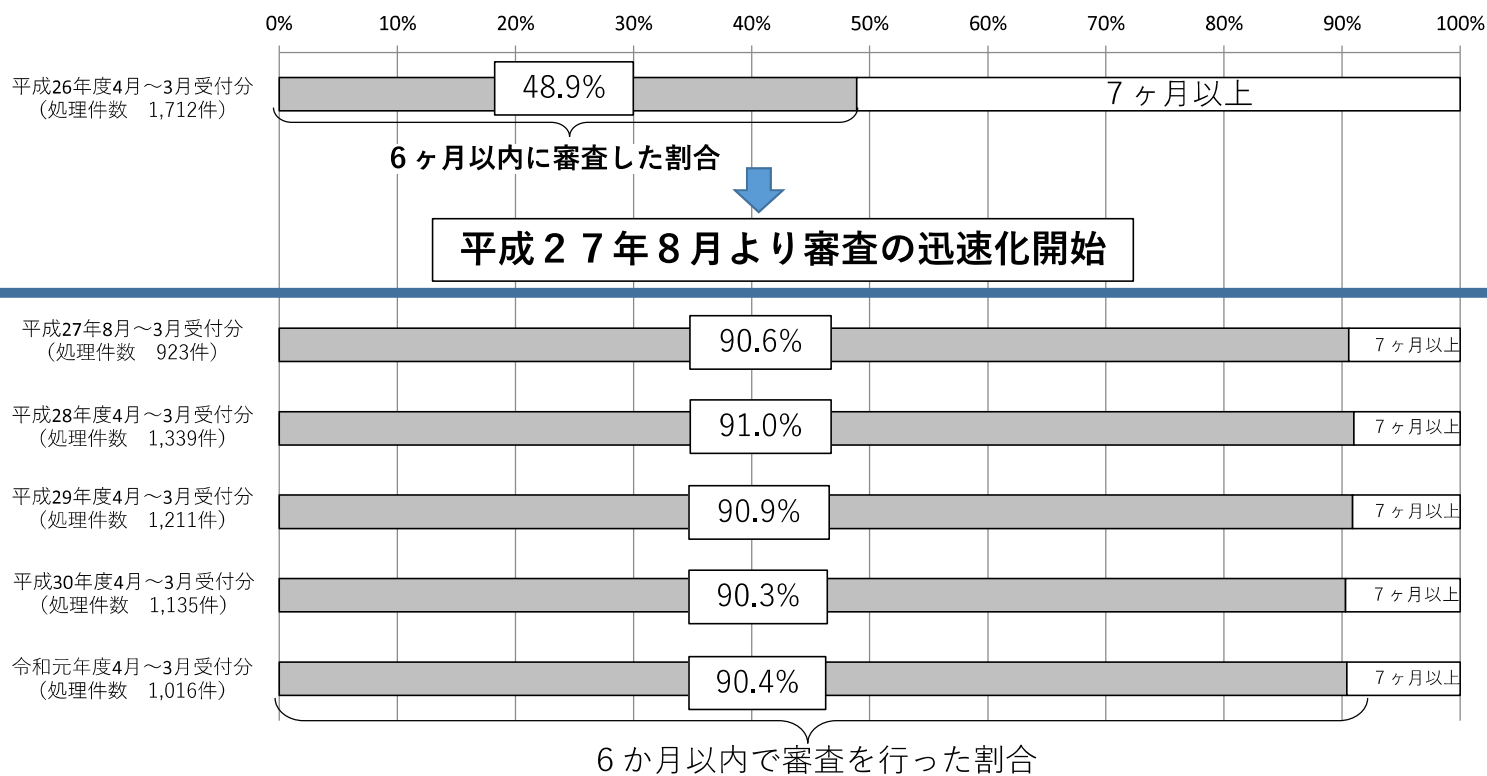
- ・広島市、長崎市内に派遣
- ・広島平和記念資料館や長崎原爆資料館における講話

※来日外国人に対して、また国外においても講話が行えるよう語学研修も実施

原爆症認定審査期間の推移

原爆症認定審査については、平成27年の平和祈念式典等において、総理から迅速な審査に努めることを表明し、厚生労働大臣から原則6ヶ月での審査を行うことを約束。

※「審査期間」は、申請受付から認定・却下通知が申請者に届くまでの期間として整理



令和3年1月末時点

《原爆症認定申請時における留意事項について》

認定申請書

氏名	〇 〇〇	性別	男	生年月日	昭和10年10月1日
住所					
電話番号	012-345-6789	被爆者健康手帳の番号	9876543		
負傷又は疾病の名称	胃がん				
被爆時の状況 (入市の状況を 含む。) (※1)	<p>8月6日は広島市の爆心から約5km離れた〇〇町の〇〇工場にいましたので、被爆者健康手帳は1号（直接被爆）で交付を受けています。</p> <p>また、江波町の方へ出掛けていた兄が帰ってこなかったため、翌日、母親と広島市内に捜索に行きました。8時 に〇〇町の自宅を出発し、9時頃に横川駅付近に到着し、天満川に沿って、天満町、観音町の方を歩き歩いていきました。</p>				
被爆直後の症状及びその後の健康状態の概要 (※2)	<p>被爆直後は急性症状はありませんでした。</p> <p>35歳頃 結核 1976年～ 貧血 1982年 胃潰瘍 1990年 白内障 1995年 高血圧症 2001年 肝機能障害 2008年 胃がん</p>				

「被爆時の状況」欄について

- 被爆者健康手帳記載を参考に記載する。
- 被爆者健康手帳に記載されていない被爆事実がある場合も記載する。
(例：直接被爆のみで手帳が交付されているが入市被爆もある場合)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により、認定を受けたく、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 氏 名

㊞

(※1) 被爆をした地点及びその周囲の状況について記載してください。

被爆後の入がある場合には、入市日、入市経路及びその後の行動、滞在時間を記載してください。

なお、被爆者健康手帳の記載を参考に記載し、その写しを添付してください。

(※2) 被爆直後の症状や被爆時以降現在までの健康状態の変化等について記載してください。

医療を受けていたり様々な調査を受けていたことにより、客観的な資料がある場合併せて添付してください。

原 爆 諸 手 当 一 覧

令和3年度の医療特別手当等（葬祭料を除く。）の支給単価については、令和2年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率が+0.0%であり、令和2年人事院勧告において月例給の改定がなかったため、令和2年度の手当額と同額となります。

手当の種類	令和3年度支給単価 (予定)		支給要件	受給者数 (令和2年3月末現在)	
医療特別手当	月額	142,170 円	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、まだその病気やけがの治っていない人	7,023人	
特別手当	月額	52,500 円	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現在はその病気やけがが治った人	2,421人	
原子爆弾小頭症手当	月額	48,930 円	原子爆弾の放射能が原因で小頭症の状態にある人	17人	
健康管理手当	月額	34,970 円	高血圧性心疾患等の循環器機能障害のほか、運動器機能障害、視機能障害(白内障)、造血機能障害、肝臓機能障害、内分泌腺機能障害等11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人	114,308人	
保健手当	月額	一般	17,540 円	2 km以内で直接被爆した人と当時その人の胎児だった人	2,859人
		増額	34,970 円		身障手帳1級から3級程度の身体障害、ケロイドのある人又は70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者
介護手当	月額	重度	105,560 円以内	精神上又は身体上の障害のために費用を支出して身のまわりの世話をする人を雇った場合 (重度：身障手帳1級及び2級の一部程度、 中度：身障手帳2級の一部及び3級程度)	14,700人
		中度	70,360 円以内		
家族介護手当	月額	22,320 円	重度の障害のある人で、費用を出さずに身のまわりの世話をうけている場合(身障手帳1級及び2級の一部程度)	12,632人	
葬祭料	未定 ※令和2年度：209,000円		原爆の影響の関連により死亡した被爆者の葬祭を行う人に支給	8,838人	

公衆衛生関係行政事務指導監査について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、令和3年度における指導監査については、実地での指導監査は行わないこととし、各自治体において自主点検を実施していただく予定。

- ※ 具体的なスケジュール等、詳細については別途通知。
- ※ 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に係る事務指導監査についても、本指導監査と同じく、各自治体において自主点検を実施していただく予定。

保健衛生施設等施設・設備整備費補助金

令和3年度予算案、()内は令和2年度予算額

目的：地域住民の健康増進や疾病の予防、治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与するため、都道府県等が設置する感染症指定医療機関、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院や精神科病院等の整備促進を図る。

【一般会計】

(1) 保健衛生施設等施設整備費補助金 2,723百万円 (5,147百万円)

<ul style="list-style-type: none"> ・原爆医療施設 ・小児がん拠点病院 ・感染症指定医療機関 ・多剤耐性結核専門医療機関 ・精神科病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・原爆被爆者保健福祉施設 ・エイズ治療拠点病院 ・感染症外来協力医療機関 ・新型インフルエンザ等患者入院医療機関 ・精神保健福祉センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線影響研究所施設 ・HIV検査・相談室 ・結核患者収容モデル病室 ・医薬分業推進支援センター ・精神科デイ・ケア施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・農村検診センター ・難病相談支援センター ・結核研究所 ・食肉衛生検査所 ・精神科救急医療センター
---	--	---	--

(2) 保健衛生施設等設備費補助金 3,485百万円 (3,485百万円)

<ul style="list-style-type: none"> ・原爆医療施設 ・マンモグラフィ検診機関 ・眼球あっせん機関 ・感染症指定医療機関 ・医薬分業推進支援センター ・精神科病院 ・精神科救急情報センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・原爆被爆者保健福祉施設 ・エイズ治療拠点病院 ・さい帯血バンク ・感染症外来協力医療機関 ・食肉衛生検査所 ・精神保健福祉センター ・保健所 	<ul style="list-style-type: none"> ・原爆被爆者健康管理施設 ・HIV検査・相談室 ・組織バンク ・結核研究所 ・と畜場 ・精神科デイ・ケア施設 ・地方衛生研究所 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方中核がん診療施設 ・難病医療拠点・協力病院 ・末梢血幹細胞採取施設 ・新型インフルエンザ等患者入院医療機関 ・市場衛生検査所 ・精神科救急車
---	---	---	--

※ 令和3年度整備計画についても、内示後に事業の延期・中止等の事態を生じさせることがないよう、管内の事業者等に対しても適切な指導をお願いする。

【東日本大震災復興特別会計(復興庁一括計上)】

保健衛生施設等災害復旧費補助金 890百万円 (175百万円)

保健衛生施設等設備災害復旧費補助金 2百万円 (2百万円)

保健衛生施設等整備（災害復旧に対する支援を含む）

事 項	令和 2 年 度	令和 3 年 度	備 考
	予 算 額	予 算 案	
	百万円	百万円	百万円
保健衛生施設等整備 （災害復旧に対する 支援を含む）	7,618	7,100	・うち【復興】 892百万円
1. 施設整備費	3,956 ※臨時・特別の措置 1,191百万円を除く	2,723	
2. 設備整備費	3,485	3,485	
3. 災害復旧費【復興】	177	892	東日本大震災復興特別会計 ・施設災害復旧費 890百万円 ・設備災害復旧費 2百万円

整備費の補助対象メニュー	
【 施設整備費 】	【 設備整備費 】
<ul style="list-style-type: none"> ・原爆医療施設 ・原爆被爆者保健福祉施設 ・放射線影響研究所 ・農村検診センター ・小児がん拠点病院 ・エイズ治療拠点病院 ・HIV検査・相談室 ・難病相談支援センター ・感染症指定医療機関 ・感染症外来協力医療機関 ・結核患者収容モデル病室 ・結核研究所 ・多剤耐性結核専門医療機関 ・新型インフルエンザ等患者入院医療機関 ・医薬分業推進支援センター ・食肉衛生検査所 ・精神科病院 ・精神保健福祉センター ・精神科デイ・ケア施設 ・精神科救急医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・原爆医療施設 ・原爆被爆者保健福祉施設 ・原爆被爆者健康管理施設 ・地方中核がん診療施設等 ・マンモグラフィ検診実施機関 ・エイズ治療拠点病院 ・HIV検査・相談室 ・難病医療拠点・協力病院 ・眼球あっせん機関 ・臍帯血バンク ・組織バンク ・末梢血幹細胞採取施設 ・感染症指定医療機関 ・感染症外来協力医療機関 ・結核研究所 ・新型インフルエンザ等患者入院医療機関 ・医薬分業推進支援センター ・食肉衛生検査所 ・と畜場 ・市場衛生検査所 ・精神科病院 ・精神保健福祉センター ・精神科デイ・ケア施設 ・精神科救急車 ・精神科救急情報センター ・保健所 ・地方衛生研究所

毒ガス障害者対策の概要

1. 目的

第二次大戦中、広島県大久野島おおくのしまにあった旧陸軍造兵廠忠海製造所等、福岡県北九州市にあった同會根製造所及び神奈川県寒川町にあった旧相模海軍工廠に従事していた者等の中には、当時製造していた毒ガスによる健康被害が多くみられることから、健康診断や相談指導の実施、医療費、各種手当の支給等を行い、健康の保持と向上を図っている。

2. 対象者

毒ガス障害者対策は、当時の従事関係に応じ、対策を講じている。

- (1) 旧陸軍共済組合等の組合員であった者については財務省
→ 「ガス障害者救済のための特別措置要綱」(昭29) 及び「ガス障害者に対する特別手当等支給要綱」(昭45) により国家公務員共済組合連合会が実施
- (2) 動員学徒、女子挺身隊員等の組合員以外の者については厚生労働省
→ 「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」(昭49) により広島県、福岡県及び神奈川県に委託して実施

< 対象者数 >

財務省：	307人
厚生労働省：	1,060人
忠海：	1,006人
會根：	49人
相模：	5人
(令和2年3月末現在)	

3. 疾病の範囲

- ・ 慢性呼吸器疾患（慢性鼻咽頭炎、慢性気管支炎等）
- ・ 同疾病に罹患しているものに発生した気道がん(副鼻腔がん、舌がん等)
- ・ 上記疾病にかかっている者に併発した循環器疾患、呼吸器感染症、消化器疾患、皮膚疾患

< 予算額 >

毒ガス障害者対策費 令和3年度予算(案)	521,786千円
うち 健康診断費	14,428千円
うち 医療費	21,430千円
うち 各種手当	469,292千円
うち 相談事業等	15,387千円

4. 対策の概要<厚生労働省>

- ① 健康管理手帳 動員学徒等として従事していた者に交付
- ② 健康診断 年1回(一般検査、精密検査)
- ③ 医療手帳 毒ガスに起因する疾病を有する者に交付
- ④ 医療費 医療保険の自己負担分を支給
- ⑤ 特別手当 毒ガスに起因する疾病を有し、かつ重篤と認められた者に支給
- ⑥ 医療手当 特別手当を支給されている者であって、その疾病に係る療養を受けた期間について支給
- ⑦ 健康管理手当 毒ガスに起因する疾病が継続する者に支給
- ⑧ 保健手当 毒ガス障害の再発のおそれのある者に支給
- ⑨ 介護手当 費用を支出して介護を受けている者に支給
- ⑩ 家族介護手当 疾病が重度であり、家族の介護を要する状態にある者に支給

支給額 (令和2年度)	受給者 R2年3月末現在
① —	1,060人
③ —	961人
⑤ 104,260円	30人
⑥入8以 37,210円	
入8未 34,770円	
⑦ 34,770円	829人
⑧ 17,440円	3人
⑨ 重度105,460円	0人
中度 70,300円	0人
⑩ 22,190円	0人

5. 令和3年度予算(案) : 521,786千円(内委託額520,537千円)

6. 創設年度 : 昭和49年度